

令和元年6月9日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16594

研究課題名(和文) ジェンダー視点を取り入れた安全保障のグローバル・ガバナンスの形成過程に関する研究

研究課題名(英文) Study on the global governance of security from a gender perspective

研究代表者

土野 瑞穂 (TSUCHINO, MIZUHO)

お茶の水女子大学・基幹研究院・基幹研究院研究員

研究者番号：10739048

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで「戦争につきもの」とされてきた戦時性暴力に対する国境を越えた全地球的な制度枠組、すなわちグローバル・ガバナンスの形成過程を分析した。グローバル・ガバナンスの例として本研究で着目したのは、2000年に国連安全保障理事会が採択した決議1325号である。文献研究からは、同決議が「女性の保護」を理由に他国への介入が正当化され得る危険性をもつことがわかった。また今日の元「慰安婦」女性たちの置かれた状況に関する調査や、同決議の日本版国内行動計画の策定過程における「慰安婦」問題に関する議論の分析から、過去に起きてしまった戦時性暴力については同決議の影響力が限定的であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「ジェンダーと安全保障」に関する研究は歴史が浅く、日本での研究蓄積は英米ほど多くない。本研究成果は、「慰安婦」問題に関する研究の知見を「安全保障とジェンダー」の問題として再定位し本研究課題に生かすことで、日本における/日本の「安全保障とジェンダー」研究を深化させ、世界に発信できるものとなったと考える。また日本の侵略戦争・植民地支配によってもたらされた「慰安婦」問題が、今日の戦時性暴力をめぐるグローバル・ガバナンス形成に大きな影響を及ぼした出来事の一つであるとの位置づけが可能となったと思われる。

研究成果の概要(英文)：This study analyzed the process of global governance on the sexual violence against women in conflict which has been overlooked, focusing on the United Nations Security Council Resolution 1325 (UNSCR 1325) adopted in 2000. The resolution aims to put an end to the sexual violence against women in conflict. But as a result of this study, it was clarified that the resolution has the risk being justified of military intervention in others on the grounds of “protection of women”. Furthermore, the drafting process of the Japan’s National Action Plan on Women, Peace and Security to implement the UNSCR 1325 showed that the influence of the resolution had limited effects on the sexual violence happened in the past like the military sexual slavery by the Imperial Japanese Army during World War .

研究分野：ジェンダー研究(戦争・紛争とジェンダーに基づく暴力)

キーワード：ジェンダー 性暴力 紛争 安全保障 国連 グローバルガバナンス

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

戦時性暴力の事例は歴史的にみれば現在に至るまで枚挙に暇がない。それが1998年になり、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を処罰する「国際刑事裁判所設立のためのローマ規程」(以下、ローマ規程)は、戦時性暴力を「人道に対する罪」として裁くこととした。そして2000年には、女性・子供の暴力からの保護、平和構築における女性の参加を紛争当事国に求める国連安全保障理事会(以下、安保理と略す)決議1325号が採択された。戦時性暴力については、安保理決議を通じて年々その処罰と予防が強化されている。戦時性暴力は今や国際平和・安全保障の問題であるという認識が国際的に確立している。

### 2. 研究の目的

ではなぜ・どのようにして「戦争にはつきもの」とされてきた戦時性暴力をめぐって、独立した一つの重大な戦争犯罪であるという認識が形成され、処罰および予防すべき国際平和・安全保障上の重要課題としてグローバル・ガバナンスが必要とされるに至ったのだろうか。この点を明らかにすることを本研究の目的とした。そこで本目的を達成するためには、戦時性暴力に対するこれまでの「認識」、その認識の転換を図ってきた「女性運動」、そして国連主導による国際平和・安全保障に関する「政策」の三つ相互のダイナミズムに着目し、戦時性暴力のグローバル・ガバナンスの形成過程を分析した。

### 3. 研究の方法

本研究計画では、以下の3つの研究を行った。研究手法は、平和・安全保障をジェンダーの視点から分析するフェミニスト国際関係論の先行研究レビューおよび資料収集を通じた文献研究である。

1) 第二次世界大戦終結以降の国際法・国連の決議等における戦時性暴力に対する認識の歴史の変遷を明らかにする。

第二次世界大戦という人類史上最大の惨劇に裁定を下したニュルンベルク裁判が土台とした通例の戦争法規違反すべての基盤には、性暴力が含まれていた(セラーズ2011)。とはいえ、第二次世界大戦中に生じた戦時性暴力が「女性の人権」の視点に立って十分に裁かれたわけではなかった。さらには、旧ユーゴスラビアやダルフル紛争での大規模な性暴力にみるように、戦時性暴力は今日まで時代と場所を問わずに繰り返し起きている。そこで第二次世界大戦終結以降の時期に焦点を当て、国際法と国連の決議等で戦時性暴力はどのように禁止されてきたのか/こなかったのかを調査し、戦時性暴力に対する認識の歴史の変遷を明らかにした。

2) 戦時性暴力に取り組む国境を越えた女性運動の取り組みの実態を明らかにする。

国際社会で戦時性暴力に対する取り組みが始まった背景には、戦時性暴力を「女性に対する重大な人権侵害」とする認識枠組みを作ってきた、国境を越えた女性運動の存在があった。しかし戦時性暴力を含む「女性に対する暴力」は1980年代まで、国境を越えた女性運動のトピックでも国連の活動対象でもなかった。そこで、「女性に対する暴力」根絶を目指す女性運動がどのようにして国境を越えて拡散し、国連との関わりの中でどのような取り組みを行ってきたのかを、特に戦時性暴力に対する「認識の転換」に着目して明らかにした。

3) 戦時性暴力に対する国連政策の策定過程を明らかにする。

戦時性暴力に対する国際社会の対応として画期的な意義をもつのが、1998年に採択されたローマ規程である。しかしその後も戦時性暴力に関する安保理決議が出されているということは、ローマ規程はある意味では「出発点」であったともいえる。そこで、戦時性暴力は国連の場でどのようにして処罰・予防されるべき問題として議題に上り、議論され、現在も年々その処罰と予防が強化されるに至っているのかという点に着目して、戦時性暴力に対する国連政策の策定過程を明らかにした。

### 4. 研究成果

本研究では、戦時性暴力をめぐるグローバル・ガバナンスともいえる安保理決議1325号に着目した。フェミニスト国際関係論の領域では、安保理決議1325号の有効性および限界に関する研究が数多くなされている。同決議の限界として、そもそも問題として戦争をなくすことを目的としていないこと、暴力を生み出す要因としてのジェンダー不平等への認識が弱いこと、戦時性暴力被害者の正義実現が「加害者の訴追」に焦点化されていることなどが文献研究の結果明らかとなった。戦時性暴力被害者は被害後も「恥」や「名誉」といった社会的被害や健康被害を長きにわたって抱え続けることが、元「慰安婦」女性等への調査から明らかとなっている。そこで、「慰安婦」問題が平成27(2015)年から平成28(2016)年にかけて日韓両政府の間で動きをみせたこともあり、戦時性暴力被害者の正義実現という点において、元「慰安婦」女性たちのニーズを把握するために、韓国そして台湾に渡航した。そして資料収集、元「慰安

婦」女性への聞き取り調査、運動関係者やメディア関係者らと交流・意見交換を行った。この調査で得られた成果として、日本政府が「慰安婦」問題への対応策として設立した「女性のためのアジア平和国民基金」の解散（2007年）以降に被害者たちが置かれてきた状況とニーズについてまとめたものを学会で報告し、論文を発表した。

日本政府は、2015年9月、安保理決議1325号にもとづく「女性・平和・安全保障」日本版行動計画を発表した。そこで本研究課題である「ジェンダー視点を取り入れた安全保障のグローバル・ガバナンス」に日本政府がどう応答しているかを明らかにすべく、行動計画の策定過程を考察した。そして紛争下における女性への性暴力として「慰安婦」がどのように論じられ、結果として行動計画から抜け落ちたかについて、外務省と市民社会との会合の議事録を主な分析資料として用いながら考察したものを論文として発表した。

本研究の成果として次のことが明らかとなった。安保理決議1325号が、「慰安婦」問題や旧ユーゴスラヴィアにおける女性への大規模な組織的レイプに端を発する、戦時性暴力根絶のためのトランスナショナルなフェミニズム運動の集大成である。戦時性暴力を規制する国際人道法はなかったわけではない。しかし戦時性暴力は他の一般的な犯罪に付随して生じるものとされ、「女性の人権」ではなく「家の名誉」を傷つけるものと認識されてきた。その意味で、「女性の保護」を謳う決議1325号を、国連の中で最も強大な権限をもつ安保理が採択したことは歴史的かつ画期的である。しかし女性の「保護」を強調することは、女性を「保護される存在」とみなすジェンダーの再生産をもたらすこととなる。「守られるべき弱き存在」としての女性に性暴力をはたらくことが、敵対する勢力への侮辱につながり、それゆえ性暴力が「征服の象徴」となることを考えると、この決議を手放して喜ぶことはできない。

また「女性・平和・安全保障」日本版行動計画の策定過程から見えてきたのは、「安全保障と性暴力」の問題が、基本的には紛争国・地域で生じるものに焦点化されていることである。また紛争については、「現在起こっている又は将来起こり得る紛争」に限定している。この計画では、「慰安婦」問題を「紛争下における女性への性暴力」と位置づけず、目標および具体策として取り扱う事項の範囲に含めていない。「慰安婦」問題が抜け落ちた日本版1325NAPの策定過程は、本研究で明らかに指摘したようにトランスナショナルなフェミニズム運動が安全保障の問題へと転化させてきた「紛争下の女性への性暴力」が、官僚中心的な安全保障政策の枠組みによって日本国内で脱政治化されていく過程であったことを示している。

ここで引き出される問いが、「安全保障とは誰のためのものなのか」である。この点について、既存の安全保障概念の再定義を図ったのは「人間の安全保障」という考え方である。申請者は国際ジェンダー学会2018年度大会でのラウンドテーブル「『人間の安全保障とジェンダー』を研究視点に取り入れる方法を考える」で指定発言を求められたことをきっかけに、「人間の安全保障とジェンダー」について考察する必要性を感じた。というのも、安保理決議1325号にみるように国際社会において今日、戦時性暴力が国際安全保障上の問題として認識されていることは、人々の暮らしの安寧に着目し安全保障概念の再定義を図った画期的な概念である「人間の安全保障」の考え方と軸を一にしているからである。そこで国連開発計画（UNDP）による『人間開発報告1994 人間の安全保障の新たな次元』の刊行を契機に広まった「人間の安全保障」が、安保理を中心に進められてきた戦時性暴力の規制とどのような関係性にあるかを考察した。この考察はまだ予備的なものだが、本格的な分析は、2019年度に採択された若手研究「ケアの倫理から考える新たな安全保障研究の構築 武力紛争下の性暴力を事例に」のもとで進めていきたい。

なお2018年は、デニ・ムクウェゲ氏とナディア・ムラド・パセ・タハ氏がノーベル平和賞を受賞したことは、戦時性暴力がもはや見逃すことのできない国際社会の重要課題であることを示していた。この潮流を受けて、研究期間内に2度の講演の機会をいただいた。研究成果を一般市民にも広く公開し議論を深めるべく、アウトリーチ活動を行うことができたことは貴重な機会となった。

本研究の結果、安保理決議1325号の採択から約20年を経たいわば「ポスト1325号」期において、戦時性暴力のグローバル・ガバナンスがある意味では「諸刃の剣」のような性格をもっており、脱政治化されはじめていることがわかった。「ジェンダーと安全保障」に関する研究は歴史が浅く、日本での研究蓄積は英米ほど多くはないなかで、本研究は、「慰安婦」問題に関する研究の知見を「安全保障とジェンダー」の問題として再定位し本研究課題に生かすことで、日本における/日本の「安全保障とジェンダー」研究の深化に貢献できたと思う。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

土野瑞穂、「『人間の安全保障』になぜジェンダーの視点が必要なのか？ 軍隊による女性への性暴力から考える」、『学術の動向』2019年6月号、2019年（掲載決定）。（査読無）

土野瑞穂、「国連安全保障理事会決議1325号と紛争下における女性への性暴力の脱政治化 『慰安婦』問題をめぐる議論に着目して」、『国際ジェンダー学会誌』第15号、2017年、pp.64-85。（査読有）

土野瑞穂、「被害女性の生からみた『慰安婦』問題 『女性のためのアジア平和国民基金』を

軸に、『平和研究』第47号、2016年、pp.87-103。(査読有)

Mizuho Tsuchino, 2015, The Politics of Redress for the “Comfort Women” Issue: What Did the Asian Women’s Fund Do in Reality?, *International Relations and Diplomacy*, No. 12, Vol. 3: 795-808.(10.17265/2328-2134/2015.12.001) (査読無)

[学会発表](計4件)

土野瑞穂、「『女性のためのアジア平和国民基金』をめぐる政策過程の一考察」、日本平和学会2018年度秋季研究集会、2018年10月27日。(査読無)

土野瑞穂、「『人間の安全保障とジェンダー』の視点から軍隊による女性への暴力を考える」、国際ジェンダー学会2018年度大会、2018年9月1日。(査読無)

Mizuho Tsuchino (discussant), ‘Women and Political Representation in Japan and Korea’, Association for Asian Studies in Asia 2016, Kyoto Conference, 26<sup>th</sup>, June, 2016.

Mizuho Tsuchino, The Politics of Redress for the “Comfort Women” Issue, Congress for Korean Politics and Society organized by the Korean Political Science Association, 26<sup>th</sup> August, 2015。(査読無)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

[その他]

アウトリーチ活動

土野瑞穂、「紛争と性暴力 日常の性差別とのつながりから考える」、神奈川県人権教育推進協議会主催 2018年度人権教育県外研修会(招待講演)、2019年。

土野瑞穂、「戦時下における女性への暴力 その要因と根絶に向けた課題」、豊島区男女平等推進センターエポック10フェスタ2018(招待講演)、2018年。

その他

土野瑞穂、「『慰安婦』に連なる女性たちの布置 植民地朝鮮と日本」、お茶の水女子大学ジェンダー研究所「冷戦とジェンダー」研究会主催、ポストコロナル法理論研究会共催『京城のモダンガール 消費・労働・女性から見た植民地近代』書評会、2016年07月29日。

土野瑞穂、「書評 歴史学研究会・日本史研究会編 『慰安婦』問題を／から考える 軍事性暴力と日常世界』」、『ジェンダー研究』第19号、2016年、pp.217-219。

6. 研究組織

該当ございません。

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。